

議案第 6 3 号

瑞穂町新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を財源とした基金を活用して取組を行うため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の対策に伴い生じる財政需要の増加をはじめとする様々な影響に対応するために瑞穂町が実施する取組に要する経費に充当するため、東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を財源とした瑞穂町新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(取組)

第 2 条 基金を充てる取組は、次に掲げるものとする。

(1) 感染症対策

- (2) 町民生活及び地域経済を支える取組
- (3) 感染症発生時においても持続可能な社会の構築
(基金の積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める。
(管理)

第4条 基金は、金融機関への預金その他最も有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条に定める取組に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。